

綾部市人権尊重のまちづくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理である。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。

綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要がある。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、第2条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

(推進計画)

第6条 市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

(教育及び啓発の充実)

第8条 市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

(相談体制等の充実)

第9条 市は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国及び京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

(調査)

第10条 市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。